



佐賀県公報

平成19年
7月13日
(金曜日)
第 12929号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

附 則

号) の一部を次のように改正する。
第五条中「二年」の下に「(二年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間)」を加える。

◎佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

田 次 規 則

(六〇・企業立地課)

○土地改良区の定款変更認可

(農地整備課)

公布された規則のありまし

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成19年7月5日佐賀市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年7月13日

佐賀県知事 古川 康

- 1 特例対象者の要件の一部を改める」ととした。(第五条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成一九年四月一日以後に県又は市町と協定を締結した者について適用する」とした。

○ 規 則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十九年七月十三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第十五

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年七月十三日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷